

第 4 回トラック輸送における取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会 議事概要

開会の挨拶（近畿運輸局 大辻自動車交通部長）

- ・トラック運送業は日本の産業を支える非常に大事な産業であるが、そのほとんどが中小企業であり、荷主との取引関係でどうしても弱い立場にある。前回の協議会で発表した実態調査の結果から、約 1 時間から 2 時間の手待ち時間を抱えていることや、書面化されていない荷役料金ほど收受できていない実態が明らかとなった。
- ・労働時間短縮に向けて荷主側で必要と思われる対応としては、配達先での手待ち時間削減への口添えを望む回答が多くあったことから、厚生労働省とともに、今年度と来年度の 2 年間で実施するパイロット事業を通じ、これらの課題を解決する糸口を見つけ、取引環境の改善や長時間労働の改善に向けて取り組んでいきたいと考えている。
- ・今日はパイロット事業の内容について事務局から説明があるが、今後の事業の展開に活かしていきたいと考えているので、荷主企業やトラック事業者、行政機関等それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を頂きたい。

議題 1. 第 3 回協議会の発言要旨について

（事務局より配付資料に沿って説明）

議題 2. 平成 28 年度パイロット事業の実施について

（事務局より配付資料に沿って説明）

蓮花座長

- ・第 1 回と第 2 回の検討会にアドバイザーが実施とあるが、具体的にはどのような立場の方がなるのか。

事務局（岩崎地方賃金指導官）

- ・日通総研の方がアドバイザーとして派遣されると聞いており、業界のことにも知識を持った方がいらっしゃると考えている。

蓮花座長

- ・発荷主側を朝に出て昼頃までには着くとか、夕方に出て夜着くとかバラバラですか。

事務局（岩崎地方賃金指導官）

- ・現在、確認できているのは、着荷主に午前中に着く枠であり、朝に出て午前中に着く運行が基本。

蓮花座長

- ・チェックリストは非常に詳しい内容を得られそうだが、これを記入するとなると大変そうだ。書かれただけでは抜けがあるので面談などのフォローアップが必要と思われるがそのあたりはどうか。
- ・運送事業者のチェックリストについてはドライバーが記入するのではないと思うが、生の声である実態を集約することが大切。

吉村委員

- ・荷主側のチェックリストは書きやすいが、運送事業者については記述式が多く、ドライバーの声が反映されるか疑問。

事務局（岩崎地方賃金指導官）

- ・チェックリストは管理担当者が記入することとなるが、コンサルタントの訪問、検討会での顔合わせにより対応できると考えている。

事務局（後藤貨物課長）

- ・大阪、京都、兵庫、奈良は同じ日通総研へ厚生労働省の予算にてお願いしており、既に検討会を実施した地域もある。場所によっては監査監督の対象としないことを前提に事務局も検討会に参画し、生の声を拾えるようにしている。
- ・チェックリストを集計後に訪問し現地調査を行うので、漏れや表面以外についてもインタビューなどを通じてフォローできると考えている。

蓮花座長

- ・奈良は幸いにして遅くスタートしており、経験された方が来ていただけるので心配はないと思うが、丁寧にしていただきたい。

内藤委員

- ・近畿の4つの府県は同じコンサルティング会社が行うとのことだが、全国的には同じチェックリストになるのか。
- ・このチェックリストではドライバーの声が伝わりにくい。ドライバーに対して調査を実施しているが、項目が多くては回答をいただけなく、ドライバーの声を直接反映できる項目を絞ったチェックリストの検討について他府県で意見があったのかお聞かせ願いたい。

事務局（後藤貨物課長）

- ・厚生労働省の予算で行う都道府県はすべて日通総研が行うため同じとなる。近畿の残りの2県は全日本トラック協会の予算にて行うのだが、チェックリストはほぼ同じ内容。

- ・他府県で意見はなかった。今年度はこのチェックリストで行うことで進めているので、次年度のパイロット事業で協議調整に意見を上げていきたい。

蓮花座長

- ・朝出て午前中に着くといったスムーズなものと思うが、どう見ていくのか。

事務局（岩崎地方賃金指導官）

- ・午前中といった具体的な時間指定ではないことから、他車との重複入構への対応等について、例えば1時間枠としてみるといった、よりスムーズになる検討をしていきたい。

森本委員

- ・チェックリストに拘束時間の項目があるが、一人の乗務員がこの配送先に固定して行っているのか。それとも単発的に行っているのか。他の仕事についても巻き込んでくる可能性がある。

事務局（岩崎地方賃金指導官）

- ・そこまではまだ分かっておらず、検討会で話が出てくると考えている。

吉野委員（代理 小笠原労働基準部長）

- ・生の声をなるべく拾っていき、空欄を埋めていく。委託先にきちんと説明し、認識してもらうことが大切であるので、事務局として接触するにあたり伝えて、工夫していきたい。

議題 3. 改善基準告示等のリーフレット周知のお願いについて

(事務局より配付資料に沿って説明)

吉村委員

- ・荷主に対して意識を持ってもらうことは大切だが、正直なところ、荷主としては乗務員を直接雇用しているわけではなく、本来、労働時間のルールを守るのは運送事業者が行うべきものではと考える。
- ・労働基準や積載量について違反となるのであれば、運送事業者側からあがってくれば荷主がどう改善するかとなるのであって、個々の乗務員の労働時間管理には入っていけない。

内藤委員

- ・労働時間などの規制について知っていただくといった側面では、いいことだと思うが、

改善基準告示の293時間が長時間労働削減に向かう数字であるかが疑問であり、かなり緩和された労働時間であることを荷主には知っていただきたい。

事務局（岩崎地方賃金指導官）

- ・荷主側からの話では、リーフレット裏面に記載のあるように運送事業者のみでは労働時間を短くするのは困難な状況にあることがこのリーフレット周知の出発点であることをご理解いただきたい。
- ・労働者側の話では、過剰な労働時間について少しでも改善できればと考えているところであるのでご理解いただきたい。

蓮花座長

- ・このようなリーフレットの取り組みは初めてなのか。

若林委員（代理 大辻自動車交通部長）

- ・過積載については過去にあった。

蓮花座長

- ・労働時間や過労運転については、新しい取り組みと思われる。改善の余地はあるものの、荷主側にそのようなことはあまり知らないでやっていると言わせないためにも必要と思う。
- ・労働時間がそもそも長すぎるとか言うことは別に考える必要がある。

櫻井委員

- ・おもて面に荷主への勧告制度があり、そこには結果として違反があったため勧告するとあるが、ならないために予防するような表現にしてはどうか。このようなことはしていませんかという問いかけがあって、そのようなことをした結果として勧告・公表されるという見せ方をした方がよいのでは。荷主がおもて面を見ただけでは、拘束時間は運送事業者の問題であって関心を引かない。

蓮花座長

- ・荷主が何をしたら最終的にはこうなるとする方がわかりやすいと思うが、全国共通のリーフレットであって奈良県だけ独自のものをといったことは出来ないだろうから、今後、あらためて意見を踏まえていただきたい。

議題 4. その他

- ・第4回中央協議会の情報提供について

- ・平成27年度自動車運送事業者に対する監査と処分結果について
- ・平成27年トラック運送事業者定期監督指導実施結果について
(事務局より配付資料に沿って説明)

蓮花座長

- ・資料7-2の総拘束時間や最大運転時間は先ほどのリーフレットの改善基準告示の総拘束時間や連続運転であれば、総拘束時間293時間を超えているのはトラックの場合は約3割ですね。

事務局（岩崎地方賃金指導官）

- ・そのとおり。

蓮花座長

- ・先ほど内藤委員より293時間では労働時間が長いとの話であったが、それを超えているのが3割もあるというのが現状。
- ・貨物自動車運送事業における生産性向上に向けた調査事業のI o tやE T C 2 . 0などはトラックがどこにいるのか、止まっているかがすぐにわかるのですから、是非活用していただきたい。

事務局より連絡事項

- ・今年3月に開催した第3回協議会でのトラック輸送状況の実態調査の結果資料に一部修正があったので差し替えをお願いしたい。数値に修正はあったものの内容の傾向には特段影響はないと考えている。

以上